

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年四月十日、新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

新潟県長岡市殿町一丁目五番地二

宗教法人長延寺

新潟県長岡市弓町二丁目四番二九号 駅東ビル二階 佐藤尚志法律事務所

清算人 弁護士 佐藤 尚志

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年六月十二日東京都知事認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

東京都板橋区大山町三一一番一〇号

大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合

代表清算人 山本 好文

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪府淀川区十三東二丁目六番一八号

医療法人天翔会

清算人 天羽 裕二

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓三一三六番地

黒住教牛窓教会所

清算人 平井 雅道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三沢市字古間木山一〇四番地、最後の住所青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八番地二明幸園

被相続人 亡 飴田 俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二日

青森県三沢市桜町一丁目二番一〇号 松村法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松村 好典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県村山市榑岡笛田二丁目一九番、最後の住所山形県村山市榑岡新町四丁目一〇番一〇号

被相続人 亡 早坂 強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二日

山形県山形市七日町五丁目四番三二〇号

相続財産清算人 弁護士 宇野 和娘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市宿田九四〇番地、最後の住所茨城県鹿嶋市大字平井二〇番地一〇八(山本荘三)

被相続人 亡 遠山 詢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二日

茨城県神栖市大野原四丁目七番一〇号鹿島セントラルビル新館五階 神栖・鹿島セントラル法律事務所

相続財産清算人 弁護士 瀧 智英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市曲輪町二〇番、最後の住所群馬県伊勢崎市茂呂町一丁目二九七番地二

被相続人 亡 井上 透

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二日

群馬県太田市新井町五一七番地六オオタ・コア・ビル四階B さらら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木村 就一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区北寺尾二丁目一四四二番地、最後の住所千葉県富津市長崎二七四番地わたしたちの生きる証

被相続人 亡 八森 一昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二日

事務所千葉県本更津市新田一丁目七番一四号浜名法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浜名 泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市柏二七〇番地、最後の住所千葉県稲毛区長沼原町二五〇番地特別養護老人ホームソレイユ千葉北

被相続人 亡 綾部 忠昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二日

事務所千葉県中央区中央三丁目八番八号中央CIB七階 かんま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 一輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市下前一丁目九二番地、最後の住所千葉県山武郡九十九里町片貝四六三四番地八

被相続人 亡 島本 宜孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二日

事務所千葉県中央区中央三丁目五番一〇号リエ千葉中央六階B号室かなで法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塩野 大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市西金野井一七九四番地三、最後の住所東京都足立区千住橋戸町一一番地一六Prosperity一〇三

被相続人 亡 橋本 郁宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二日

東京都千代田区神田神保町一丁目二番地五和栗ハトヤビル七階篠塚・野田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小松 達成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区大泉学園町四丁目八六番地三、最後の住所東京都練馬区大泉学園町四丁目二七番三七号

被相続人 亡 高橋 治幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル三階東京法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浅野ひとみ

第2期決算公告

令和8年7月2日 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 東京倶楽部ビルディング11階 ショーテックス日本株式会社 代表取締役 ヤブロム

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産の部	流動資産	38,663
	固定資産	12,290
	合 計	50,954
負債及び純資産の部	流動負債	110,703
	流動純資産	△59,748
	固定負債	10,000
	固定純資産	△69,748
	その他利益剰余金	△69,748
	うち当期純損失	(38,190)
合 計		50,954